

# 社会福祉法人君津市社会福祉協議会虐待防止に関する指針

(令和8年4月1日一部改正)

## 1 虐待防止に関する基本的考え方

社会福祉法人君津市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、利用者への虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、「社会福祉法人君津市社会福祉協議会虐待防止に関する指針」（以下「虐待防止指針」という。）を策定し、全ての職員は虐待防止指針に従い、業務にあたることとする。

なお、本会では法の規定に基づき、虐待を次のような行為として整理する。

### (1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある行為を加えること。また、正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

### (2) 介護・世話の放棄・放任

利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、その他利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

### (3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### (4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること又は利用者にわいせつな行為をさせること。

### (5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

## 2 虐待防止対策検討委員会その他法人内の組織に関する事項

本会では、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待防止に関する措置を適切に実施するとともに、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止することを目的として「虐待防止対策検討委員会」を設置する。

なお、必要に応じて協力医療機関の医師や看護師等、専門的知見を有する第三者の助言を得るものとする。

### (1) 虐待防止対策検討委員会の構成委員

ア 事務局長（委員長）

イ 介護保険事業担当係長（副委員長）

ウ イ以外の係長

エ 介護保険事業所の管理者

オ その他、事務局長が必要と認める者

### (2) 虐待防止対策検討委員会の開催

委員会は、年1回以上開催するほか、虐待事案発生時等、必要に応じて随時開催

する。

(3) 虐待防止対策検討委員会の役割

- ア 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- イ 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること
- ウ 職員の人権意識を高めるための研修計画に関すること
- エ 虐待予防、早期発見に向けた取組に関すること
- オ 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

(4) 虐待防止責任者及び担当者の選任

本会における虐待防止責任者は事務局長とし、虐待防止担当者は介護保険事業担当係長とする。

3 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施（年1回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合は、速やかに君津市に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

また、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

5 虐待等が発生した場合の相談報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、虐待防止指針に従って対応することとする。相談窓口は、虐待防止指針2の(4)で定められた虐待防止担当者とする。
- (2) 法人内で虐待等が疑われる場合は、虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努めるものとする。
- (3) 法人内における虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、虐待防止責任者及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促すものとする。
- (4) 法人内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに虐待防止対策検討委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

#### 7 虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、誠意をもって対応するとともに、社会福祉法人君津市社会福祉協議会苦情解決に関する規程に従い、適切に処理するものとする。

また、本会苦情解決第三者委員会、行政担当部局、千葉県運営適正化委員会、国民健康保険団体連合会においても苦情を受け付けている旨を家族等に伝えるものとする。

#### 8 虐待防止指針の閲覧について

虐待防止指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧ができるよう事務所等に掲示するとともに、ホームページで公表する。

#### 9 その他

本会は、権利擁護及び虐待防止等のための内部研修を実施するほか、職員の外部研修への積極的な参加を促進し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めるものとする。

#### 附 則

- 1 この指針は、令和5年8月10日から施行する。
- 2 この指針は、令和6年7月1日から施行する。
- 3 この指針は、令和8年4月1日から施行する。